

海難防止講習会で救命胴衣の着用を呼びかけました

平成29年3月20日に姫路市木場ヨットハーバーにおいて、小型船の海難防止活動を行っている公益社団法人関西小型船安全協会1が、春先から活動が活発となるプレジャーボートオーナー等を対象に、海難防止講習会を開催しました。

本講習会に講師として参加した姫路海上保安部職員から、「海にでるときには、必ずライフジャケットを着用しましょう!」と呼びかけました。



救命胴衣の着用方法を説明する海上保安官

この呼びかけの背景には、次のことが挙げられます。

- 1 船舶から海中転落した場合の救命胴衣着用者と非着用者との生存率を比較すると約2倍の差がある
- 2 平成30年2月1日から、小型船舶の船長に対して、原則すべての小型船舶乗船者に救命胴衣を着用させるよう着用義務の範囲を拡大する旨の法改正2がなされた

1 公益社団法人関西小型船安全協会

モータボート、ヨット、遊漁船、瀬渡船等の小型船舶の海難を防止するとともに、運航マナーの向上を図ることにより安全で秩序ある海洋レクリエーションの普及と発展に寄与し、社会に貢献することを目的として昭和53年に社団法人として設立、平成26年から公益社団法人として活動しています。詳しくは協会ホームページをご覧ください。

<http://www.kan-shoankyo.or.jp/>



2 「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令」概要

小型船舶の船長に対し、「船室外のすべての乗船者」にライフジャケットを着用させることが義務付けられました。

着用させていない場合、船長に違反点2点が付与され、違反点が積み重なると免許停止などの処分を受けることになります。詳しくは国土交通省海事局ホームページをご覧ください

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html

